

主 な 内 容	● 巻頭言	…… 1
	● 飼養衛生管理者の選任について	…… 2
	● 豚の飼養衛生管理基準の強化について	…… 3
	● 牛白血病対策について	…… 4
	● ティーエスブイ3（鼻腔粘膜ワクチン）を追加	…… 5
	● 令和2年度組織体制	…… 6

## 巻頭言：飼養衛生管理基準の遵守で新型コロナウイルスも防ごう！

岩手県県南家畜保健衛生所 所長 千葉 伸

コロナウイルス科 (*Coronaviridae*) に属するウイルスは、家畜にもやっかいな疾病を引き起こすことが知られています。牛の冬期赤痢、豚流行性下痢症 (PED)・伝染性胃腸炎 (TGE)、鶏伝染性気管支炎 (IB) などはいずれもコロナウイルスによる感染症ですが、種特異性が高くヒトに感染することはありません。

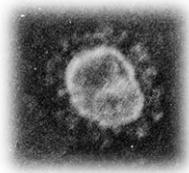
2019 年末頃より全世界に広がった「新型コロナウイルス (COVID-19)」は、2020 年 5 月 26 日現在、感染者数が約 549 万人以上に達し、死亡者数は約 34 万人と報告されています。

4 月 16 日には、全国 47 都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、我々の生活環境が一変しました。畜産分野では、牛肉や牛乳等の販売への影響はもとより、4、5 月の子牛市場価格も大きく値を下げたところ です。産出額 1,578 億円 (H30) で本県農業の 59% を占める畜産業は、食料の安定供給に重要な役割を果たしており、生産者自身が予防対策を徹底し、感染しないよう取り組むことが求められています。

感染対策の基本的なポイントとしては、流行地域に行かない、マスクの着用、作業場入場時の手指消毒の徹底、人が触れる場所の清掃やふき取りを行うよう農林水産省から示されています。万が一、感染が確認されたとしても施設設備等の消毒をしっかりと行い、衛生管理が徹底されていれば、操業停止や廃棄を取る必要はないとされています。また、生産を継続できるよう、家畜の飼養や管理等の代替手段の確保、従業員を抱える農場では、業務マニュアルを整備して取り組むことが重要です。

これらの事項は取りも直さず、これまで行っている家畜への伝染病等の予防・対策すなわち飼養衛生管理基準の遵守と全く同じことですので、難しいことはありません。

本県は、現時点 (5 月末) において、幸いにも感染者が未だ確認されておらず、むしろこのピンチをチャンスに変える機会と捉え、家畜の生産に取り組んでまいりましょう！



新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部 HP はこちらから →



## 飼養衛生管理者の選任について 大家畜課

家畜伝染病予防法の一部改正（令和2年4月3日公布）により、**全ての家畜\***の所有者の皆様、「**飼養衛生管理者**」の選任が義務付けられました。

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

※ 1頭（羽）でも飼養している場合、飼養目的が畜産用でない場合も選任義務があります

### 「飼養衛生管理者」とは

- 衛生管理区域における、飼養衛生管理の責任者です。
- 衛生管理区域ごとに1人の選任が必要です（所有者自らが管理者となることも可）。
- 以下の業務を行います。
  - ① 衛生管理区域に出入りする者の管理
  - ② 従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
  - ③ 国・県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

### （生産者の皆様へ）

令和2年7月1日までに、当所まで以下の事項をご報告ください。

飼養衛生管理者の**①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域、⑥当該衛生管理区域の代表住所**

※ 衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任してください。

※ 管理する農場の衛生管理区域が一つの場合は、⑤農場名及び⑥農場住所となります。

※ 国・県では**メーリングリストを活用した家畜衛生情報の適時共有を行う**ことから、**必ずメールアドレスを記入**してください。メールアドレスをお持ちでない方は、確実に伝達できる**ご家族**や所属する**生産者団体**等が管理するメールアドレスでも構いません。

### （関係団体の皆様へ）

所属する生産者に対し、期日までに確実に報告するよう周知に御協力ください。

生産者がメールアドレスをお持ちでない場合に、**貴団体代表メールアドレスの利用について**ご協力をお願い致します。

### 【報告方法】

上記①～⑥について、令和2年7月1日までにFAXまたはメールにてご報告ください。報告は任意様式で構いませんが、当所ホームページに参考様式及び農林水産省からの詳細なお知らせを掲載していますのでご活用ください。

報告先

当所ホームページ

FAX 0197-23-3593

Mail [CE0003@pref.iwate.jp](mailto:CE0003@pref.iwate.jp)

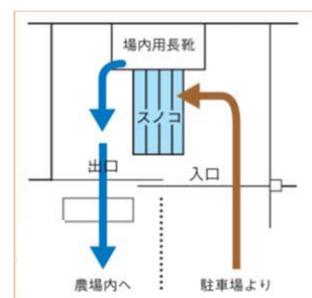


飼養衛生管理基準改正が令和2年3月9日に布告され、令和2年7月1日に施行されます。改正により追加される農場の義務について主なものを紹介します。なお、改正された飼養衛生管理基準の全項目が7月1日に施行されるわけではなく、いくつかの項目については猶予期間が置かれ、最終的に令和3年4月1日に完全施行される予定です。

● 令和2年7月1日施行

◇ 衛生管理区域専用の衣服・靴の使用

衛生管理区域専用の衣服・靴と場外からの入場者の衣服・靴が交差しないよう、着脱前後の衣服・靴を場所を離して保管し、入場者の動線も一方通行となるようにしなければなりません。



◇ 畜舎ごとに専用の靴を使用

畜舎ごとに専用の靴を用意しなければなりません。ただし、外に出ずに畜舎間を移動できる場合は、同一の靴を使用しても問題はありません。なお、大臣指定地域※においては、衣服についても同様の措置が必要となります。



※大臣指定地域：野生動物が家畜伝染病の病原体に感染しているため農林水産大臣が指定する地域

● 令和2年11月1日施行

◇ 防護柵の設置

衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう防護柵を設置しなければなりません。また、ネズミ等の隠れ場所をなくすよう防護柵周囲を定期的に除草する必要があります。



◇ 防鳥ネットの設置

野鳥等の野生動物が畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に侵入しないよう防鳥ネット（網目の大きさが2センチメートル以下のもの又は、これと同等の効果を有するもの）を設置しなければなりません。

● 令和3年4月1日施行

◇ 飼養衛生管理マニュアルの作成

飼養衛生管理に係るマニュアルの作成が義務付けられます。作成したマニュアルについては農場従事者や外部事業者が遵守できるよう内容を周知する必要があります。



上記以外にも農場が遵守すべき事項が新設されました。飼養衛生管理基準に不明な点があれば当所まで連絡してください。

牛白血病は、感染牛の血液や乳汁中に存在する牛白血病ウイルスが、吸血昆虫や人の行為により感染する牛の疾病です。発症するのは、感染した牛のうち数%とされていますが、① 感染した牛は生涯ウイルスを持ち続け感染源になること、② 発症すると致死的事であること、③ 食肉出荷した牛で発症が認められれば全廃棄になることから、感染防止が重要な疾病です。

- ◆ 感染の原因は、ウイルスに感染した牛の血液や乳汁です。
- ◆ 血液や乳汁は、主に「人の行為」、「吸血昆虫の吸血」、「哺乳」によって、他の牛に入り込みます（感染の9割は、人の行為と吸血昆虫が原因です）。



原因		対策	
人の行為 (血液・乳汁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材や器具の連続使用 注射針、直腸検査手袋 除角器、耳標パンチャーなど</li> <li>● 搾乳時の乳の逆流（乳牛）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 1頭毎に交換または洗浄・消毒し、きれいな状態で他の牛に使用</li> <li>★ 非感染牛を先に搾乳</li> </ul>	
吸血昆虫 (血液)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アブ等による連続した吸血</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 防虫ネットを牛舎の出入口や窓に設置</li> <li>★ 分離飼育を実施（感染牛と非感染牛を離して管理し、その間に防虫ネットを設置）</li> <li>★ 薬剤で駆除、トラップで捕獲</li> <li>★ アブ防除ジャケット※の活用</li> </ul>	
哺乳 (乳汁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染牛の初乳や常乳の哺乳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 乳は、加熱処理（60℃・30分）や凍結処理後に給与。初乳製剤の利用。</li> </ul>	

※ アブ防除ジャケットとは

牛白血病ウイルス抗体陰性牛もしくは陽性牛にジャケットを着用することで、吸血昆虫によるウイルス伝播を阻止するもの  
(H26～30 青森県青森家畜保健衛生所が効果検証済み)



できることから、継続的に取り組みましょう。少しの工夫で損失を防止！

## ティーエスブイ3（鼻腔粘膜ワクチン）を追加しました

県南家畜衛生推進協議会

今年度、当協議会独自事業ワクチンとしてティーエスブイ3を追加しました。本ワクチンは、呼吸器病の病原体の感染経路となる鼻腔粘膜面の免疫能を活性化し、牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛パラインフルエンザ3型ウイルス、牛RSウイルス感染による呼吸器症状を予防するものです。ぜひ、ご活用ください。

### ティーエスブイ2との比較

項目	ティーエスブイ2	ティーエスブイ3
牛伝染性鼻気管炎(IBR)	○	○
牛パラインフルエンザ3型(PI3)	○	○
牛RSウイルス(BRS)	×	○
出生直後の投与	×（1カ月齢以上）	○
妊娠牛への投与	○	×
免疫賦与時期(IBR,PI3)	4日以内	4日以内
免疫持続期間(IBR,PI3)	少なくとも4～5カ月	少なくとも4～5カ月
免疫賦与時期(BRS)	—	<b>14日以内</b>
免疫持続期間(BRS)	—	<b>少なくとも64日間</b>
投与方法	両側の鼻腔内に1mlずつ 合計2mlを1回投与	<b>片側の鼻腔内に2mlを</b> 1回投与

### 【今年度、取り扱う各種ワクチンの接種料金】

#### 1 （一社）岩手県畜産協会【受託事業分】

ワクチン	接種料金
牛五種混合（生）	2,120円
牛五種混合（不活化）	1,950円
牛六種混合（生・不活化）	2,350円
牛六種混合（生）	2,350円
牛アカバネ病	1,940円
牛ヘモフィルス	1,290円
豚丹毒（生）	167円
豚丹毒（不活化）	173円

#### 2 岩手県南家畜衛生推進協議会【独自事業分】

ワクチン	接種料金
日本脳炎・豚パルボ混合（生）	1,200円
牛下痢五種混合（不活化）	2,300円
<b>ティーエスブイ3（新規）</b>	1,700円

上記接種料金は、1回1頭の金額（消費税を含む）。

お問い合わせは県南家畜衛生推進協議会まで。

## 令和2年度組織体制

### 【県南家畜保健衛生所】

- ◆所 長 千葉 伸
- ◆次長兼中小家畜課長 浅野 隆
- ◆大家畜課長 芋田 淳一

	担当	役職	氏名	主な業務
大家畜課	衛生	主査獣医師（総括） 主任獣医師 獣医師 獣医師	佐藤 裕夫 川畑 由夏 齋藤 清美 鈴木 弘顕	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 牛白血病対策</li> <li>• 放射性物質汚染対策</li> <li>• 動物薬事、獣医事に関すること</li> <li>• 牛の生産性向上対策</li> <li>• 飼料の安全性、品質確保対策</li> </ul>
	防疫	上席獣医師（総括） 主査獣医師 主任獣医師 獣医師	阿部 憲章 鈴木 千尋 小松 正 池原 遊人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 牛、馬の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止</li> <li>• 牛コウネ病発生農場の清浄化対策</li> <li>• 死亡牛 BSE 検査</li> </ul>
	病性鑑定	上席獣医師（総括） 主任獣医師 獣医師	大山 貴行 戸塚 知恵 多田 成克	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家畜伝染病診断に係る精密検査</li> <li>• 家畜疾病診断技術の普及、啓発</li> </ul>
中小家畜課	中家畜	主査獣医師（総括） 主任獣医師 主任（庶務）	昆野 雄介 世良田 研 坂田 真樹子	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豚、綿山羊の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止</li> <li>• 豚の生産性向上対策</li> </ul>
	小家畜	上席獣医師（総括） 主任獣医師 獣医師	本波 美香 木村 裕子 鈴木 勇摩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鶏、蜜蜂の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止</li> <li>• 鶏の生産性向上対策</li> </ul>

下線：転入職員

### 【県南家畜衛生推進協議会】

- ◆事務局長 安倍 副
- ◆事務局員 小澤 真利子

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所 Tel 0197-23-3531 Fax 0197-23-3593

岩手県県南家畜衛生推進協議会 Tel 0197-24-5532 Fax 0197-23-6988